

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を令和8年5月11日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

令和8年5月15日

京都市長 松井孝治

1 建築物の名称

元京都市立明倫幼稚園

2 建築物の所在地

京都市中京区山伏山町553番

3 建築物の概要

(1) 主屋

ア 建築年代 1937（昭和12）年頃

イ 構造 木造

ウ 階数 平家建て

(都市計画局建築指導部建築指導課)